

令和4年5月那須塩原市議会臨時会議付議事件

議案番号	件名	主管
発議第9号	那須塩原市議会基本条例の一部改正について	議会事務局

発議 第9号

那須塩原市議会基本条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和 4年 5月 19日提出

那須塩原市議会運営委員長 齊 藤 誠 之

那須塩原市議会基本条例の一部を改正する条例

那須塩原市議会基本条例（平成24年那須塩原市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第1号を次のように改める。

(1) 那須塩原市総合計画

第11条第2号中「計画」の次に「で規則で定めるもの」を加え、同条第3号中「他団体」を「国、他の地方公共団体又は海外の公共的団体」に改め、同条第5号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

那須塩原市議会基本条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">（地方自治法第96条第2項の議決事件）</p> <p>第11条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>那須塩原市総合計画</u></p> <hr style="width: 20%; margin-left: 0;"/> <p>(2) 市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画で規則で定めるもの</p> <p>(3) 市が<u>国、他の地方公共団体又は海外の公共的団体</u>と結ぶ提携又は協定</p> <p>(4) （略）</p>	<p style="text-align: center;">（地方自治法第96条第2項の議決事件）</p> <p>第11条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画</u></p> <p>(2) 市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画</p> <hr style="width: 20%; margin-left: 0;"/> <p>(3) 市が<u>他団体</u>と結ぶ提携又は協定</p> <p>(4) （略）</p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認めるもの</u></p>